

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ ッ コ ウ ト ラ ベ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 古 川 哲 也
(コード番号 9373 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 担 当 白 川 直 樹
TEL 03-3276-0142

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の当社第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第24条(任期)について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものであります。
- (2) 社外取締役の招聘に伴い、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結することができるよう、変更案第31条(社外取締役の責任免除)及び変更案第40条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、取締役及び監査役の責任限定契約の既設の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 監査機能を強化するため、監査役の定員人数を3名以内から5名以内に変更することとし、現行定款第32条(員数)について所要の変更を行うものであります。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行えるよう、変更案第45条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
また、同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (5) 上記条文の新設および削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (<u>自己の株式の取得</u>) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって自己株 式を取得することができる。	第2章 株式 (削除)
第8条～第23条 (条文記載省略)	第7条～第22条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会 (任 期) 第24条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (任 期) 第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)
第25条～第31条 (条文記載省略)	第 24 条～第 30 条 (現行どおり)
(新 設)	(社外取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第32条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。	第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第32条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。
(新 設)	(社外監査役の責任免除) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第40条～第43条 (条文記載省略)	第 41 条～第 44 条 (現行どおり)
(新 設)	第7章 計算 (剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
第44条～第45条 (条文記載省略)	第 46 条～第 47 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上